

「洲本市まち・ひと・しごと地域創生総合戦略」の策定方針

1. 国・県等の策定方針

平成 26 年 11 月 28 日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」を受けて、国では、人口動向分析を基に将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その長期ビジョンを基に具体的な数値目標、施策の基本的な方向性を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、平成 26 年 12 月に閣議決定された。

「まち・ひと・しごと創生法」では、国と地方が一体となって人口減少に立ち向かうため、市町村も国及び都道府県の総合戦略を勘案しつつ、総合戦略を策定するよう努めなければならないと規定しており、地方版の総合戦略を策定することが求められている。

そこで、洲本市でも人口の現状と将来展望を提示する「洲本市人口ビジョン」、及び、今後 5 ヶ年の目標や施策の基本的な方向性に加え、具体的な施策や事業をまとめた「洲本市まち・ひと・しごと地域創生総合戦略」を平成 27 年 10 月末を目途に策定する。

なお、県においては、平成 27 年 9 月の定例県議会において、「兵庫県地域創生戦略（仮称）」を議案として上程するとともに、10 月中の策定に向けた取り組みが進められている。

2. 策定に向けた考え方

今後の洲本市のまちづくりにおいて重要な課題である「雇用創出」、「定住・交流促進」、「出産・子育て支援」、「地域コミュニティの維持・連携強化」などを柱に据え、「洲本市総合基本計画（後期基本計画）」との整合も踏まえつつ、取り組みを進める。

その結果、まち全体に元気と活力を与え、市民のひとりひとりが幸せを実感できるまちの実現をめざす。

3. 「洲本市人口ビジョン」及び「洲本市まち・ひと・しごと地域創生総合戦略」の策定内容

①洲本市人口ビジョン

計画期間：2015 年（平成 27 年）から 2060 年（平成 72 年）まで

内 容：洲本市の人口の現状と将来推計を分析し、人口減少問題に関する基本認識の共有を図り、めざすべき将来の方向性を示す

②洲本市まち・ひと・しごと地域創生総合戦略

計画期間：2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）まで

内 容：人口ビジョンを踏まえ、定住促進、雇用創出などによって、人や地域、まちが元気になる魅力的な地域づくりの施策・事業を示す

4. 当面のスケジュール

8月31日	第1回本部会議（骨子案を提示）
8月～10月の間	各専門部会における協議・検討
9月下旬	第2回本部会議（素案を提示）
9月下旬～10月中旬	総合戦略（素案）に関するパブリックコメントを実施
10月下旬	第3回本部会議（パブコメを踏まえた最終案を提示）